

○総務省経済産業省令第一号
国土交通省

石油パイプライン事業法施行令（昭和四十七年政令第四百三十七号）第四条の規定に基づき、及び石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）を実施するため、石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令及び石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣 武田 良太

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令及び石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部を改正する省令

（石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令の一部改正）

第一条 石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令（昭和四十七年通商建

産業省、運輸省、
設 省、自治省 令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊦」及び備考2を削り、「備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」を「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」に改める。

様式第二、様式第三及び様式第四中「㊦」及び備考3を削る。

様式第五中「㊦」及び備考4を削る。

様式第九中「㊦」及び備考6を削る。

(石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部改正)

通商産業省
運輸省令第一
自治省

第二条 石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令（昭和四十七年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊦」及び備考2を削り、「備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」を「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」に改める。

様式第二中「㊦」及び備考3を削る。

様式第三及び様式第四中「㊦」及び備考2を削り、「備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」を「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」に改める。

様式第五中「㊦」及び備考4を削る。

様式第六中「㊦」及び備考3を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。